

# 令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務

## 掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する標記入札については、関係法令及びこの掲示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 入札及び見積心得書（物品購入等）
- 3 仕様書
- 4 提出書類一覧表
- 5 使用印鑑届
- 6 委任状
- 7 入札書及び封筒
- 8 契約書（案）

令和7年8月8日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
住宅経営部営業企画課

## 1 入札等実施要領

### 1 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治

### 2 調達内容

#### (1) 件名

令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務

#### (2) 調達案件の仕様等

3 仕様書による。

#### (3) 履行期間

3 仕様書による。

#### (4) 納入場所

3 仕様書による。

### 3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>

- (2) 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「製造」の資格を有すると認定された者であること。

なお、当該競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書の提出期限までに当該資格の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話 03-5323-5705

※土日祝日を除く10時～17時まで（12時～13時を除く）

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

- (3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じる者でないこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>

- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 入札書提出期限の直前5年間において、調達物品又はこれと同等の加工を施した類似品の納入実績があることを証明し、当機構の確認を受け認められた者であること。

### 4 競争参加資格の確認

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書類を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

3(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、3(1)及び(3)から(6)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて3(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに申請書類を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

#### (1) 申請書類等の提出

申請書及び資料並びに報告書の提出は、**4 提出書類一覧表**による。

- ① 提出期間：令和7年8月8日（金）から令和7年8月25日（月）までの土曜日及び日曜日及び祝日を除く平日の午前10時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時を除く。）
- ② 提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー16階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
住宅経営部営業企画課 電話 03-5323-4476
- ③ 提出方法：申請書および資料の提出期限までに上記②への持参または郵送とする。持参する場合はあらかじめ電話等により上記②に連絡のこと。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「申請書類在中」と朱書きの上、同日同時刻必着とする。

#### (2) 注意事項

- ① 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- ④ 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書類に虚偽の記載をしたと判断される場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### (3) 競争参加資格の確認通知

申請書及び資料を提出した者について、当機構の審査を行い本入札の参加資格を有するかを確認し、令和7年9月4日（木）までに競争参加資格の有無について通知する。

### 5 仕上り見本の交付

本調達にあたり、仕上り見本を1部交付するので、必ず受領すること。

- (1) 交付期間：上記4(1)①と同じ。
- (2) 交付場所：上記4(1)②と同じ。
- (3) 交付方法：交付期限までに上記4(1)②へ事前に連絡の上、受領すること。

### 6 質問書の提出及び回答

(1) 入札説明書等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。

- ① 提出期限：令和7年9月4日（木） 午後4時
- ② 提出場所：上記4(1)②と同じ。
- ③ 提出方法：質問書の提出期限までに持参又は郵送とする。あらかじめ電話等により4(1)②に連絡のこと。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「質問書在中」

と朱書きの上、同日同時刻必着とする。

(2) (1) の質問に対する回答は、「質問回答書」の閲覧をもって行う。

- ① 閲覧期間：令和7年9月9日（火）から令和7年9月22日（月）までの土曜日及び日曜日及び祝日を除く平日の午前10時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時を除く。）
- ② 閲覧場所：上記4（1）②と同じ。

## 7 入札書の提出期限、場所及び方法等

(1) 入札書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：令和7年9月22日（月） 午後4時
- ② 提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課  
電話 03-5323-5705  
※土日祝日を除く10時～17時まで（12時～13時を除く）
- ③ 提出方法：持参または郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「入札書在中」と朱書きの上、二重封筒とし、同日同時刻必着とする。  
※持参の際は事前に電話にて連絡をすること。

(2) 入札方法

- ① 入札金額は、調達物品の価格のほか、輸送費等納入場所までの引渡しに要する一切の経費を含めた総価を記載すること。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金及び契約保証金 免除

## 9 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 10 開札

日時：令和7年9月24日（水） 午前10時30分

場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 入札室

11 入札の無効

本書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに「2 入札及び見積心得書（物品購入等）」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて3に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

12 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 契約書作成の要否

要 「8 契約書（案）」のとおり。

15 支払条件

納品2回（令和7年11月25日まで及び令和8年3月2日まで）・検査完了後に支払い。落札決定後、協議の上に価格表を作成し、決定する。

16 問い合わせ先

(1) 申請書等について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
住宅経営部営業企画課 電話 03-5323-4476

(2) 令和7・8年度の競争参加資格について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
総務部経理課 電話 03-5323-5705

※土日祝日を除く10時～17時まで（12時～13時を除く）

17 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については「別添」による。

以上

## 別 添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
  - ・ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

## 2 入札及び見積心得書（物品購入等）

### 入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前には、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中には、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者(代理人を含む。)の記名のないとき又は記名(法人の場合はその名称及び代表者の記名)の判然としないとき。(押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。)

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

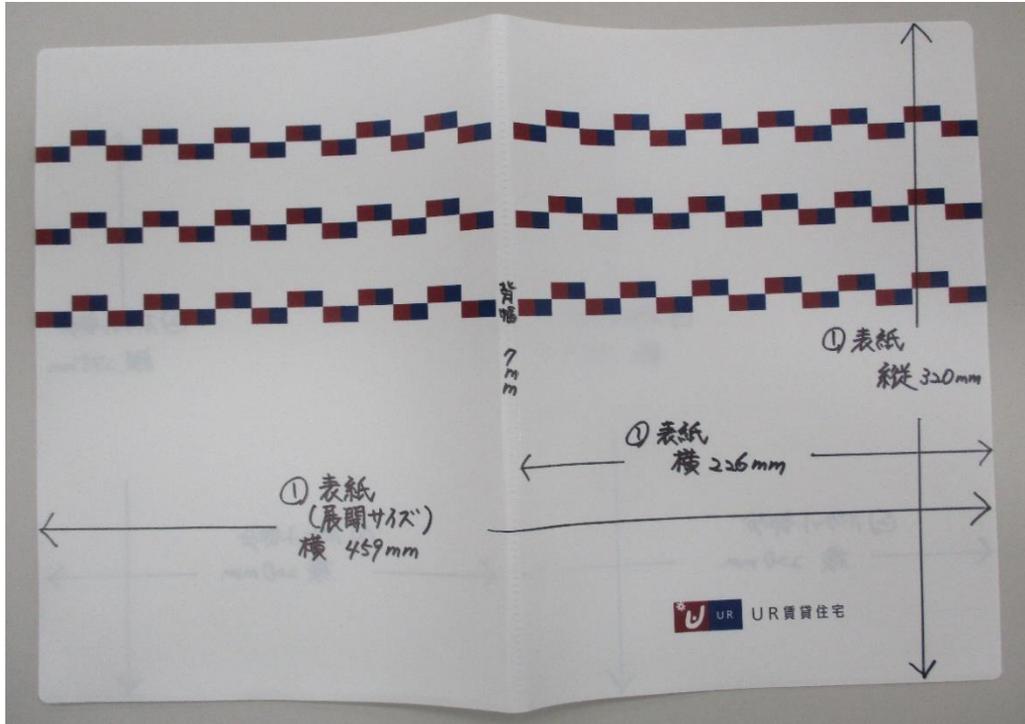
以上

### 3 仕様書

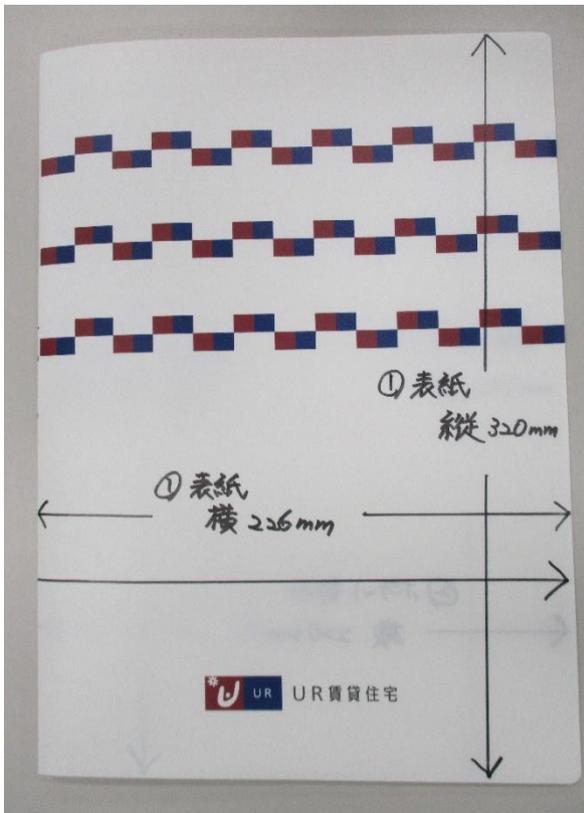
項目	仕様の内容		
件名	令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務		
種類	オリジナルA4ホルダー（4ポケット）		
規格	仕上り規格	A4用紙対応（見開きA3用紙対応）	
仕上り見本	仕上り見本有	見本を1部交付しますので、事前連絡の上、受領ください。 （イメージは仕様書「見本写真」を確認）	
製作数量	35,400部		
デザイン	デザイン指定済みの仕上り見本を交付。 端部において、ロゴマークの切れがないようにすること。		
印刷色	おもて表紙（表1）・裏表紙（表4）に印刷。 4C+OPニス（OverPrintニス）（オフセット） 色移り、ロゴの滲み・つぶれのないように製作すること。		
文字デザイン校正	1回 1部	色校正	1回 1部
材質・寸法	端部は角丸加工とする。 寸法：①表紙（展開サイズ）縦320mm×横459mm×背幅7mm（2本スジ） （2つ折り時の寸法）縦320mm×横226mm ②ポケット部分（表2・表3）縦275mm×横220mm ③仕切り部分 縦310mm×横220mm （仕切り部分両面にポケット） 縦265mm（最長部265mm・最短部220mm）×横215mm		
	①	・おもて表紙（表1） ・裏表紙（表4）	ポリプロピレン0.3mm （梨地・白）
	②	・おもて表紙ウラ（表2）（ポケット） ・裏表紙裏（表3）（ポケット）	ポリプロピレン0.2mmツヤ （透明）
	③	・仕切り部分 ・仕切り部分両面ポケット	ポリプロピレン0.2mmツヤ （透明）
梱包	10部毎にPP封入し、100部単位でダンボール梱包。 側面に品名・数量をそれぞれ下記のとおり記載すること。 「令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル 100部」 梱包に使用する資材はグリーン購入法に適合していること。		
入稿日	令和7年9月24日予定 ※落札者決定後		
入稿データ形式	ロゴデータ支給（データ形式：PDF及びIllustratorVer.8.0）		
納期等	納品日	第1回：令和7年11月25日（火）まで 第2回：令和8年3月2日（月）まで の2回にわけて納品すること（完成品の仕様は2回とも同じ） 納品完了毎に支払い。	
	納品場所	別紙「納品場所一覧」のとおり（納入費用は受注者の負担とする）	
その他	表紙ポケットの溶着は容易に剥れないよう留意すること。 仕様書に記載のない事項、又は仕様に疑義が生じた場合は、機構担当者の指示によること。		

3 仕様書「見本写真」

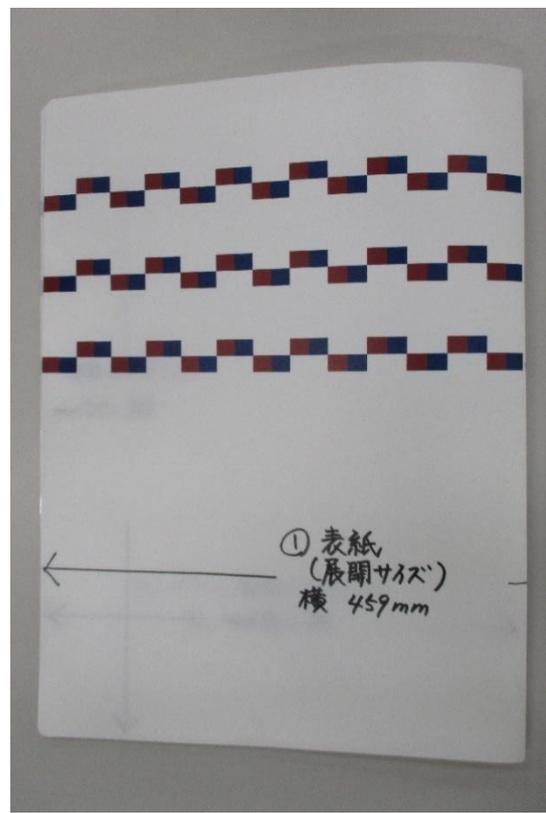
【展開時】



【おもて表紙 (表1)】



【裏表紙 (表4)】





令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務

別紙「納品場所一覧」第1回納品：令和7年11月25日（火） 第2回納品：令和8年3月2日（月）

※各納品場所において、10：00～17：00（12：00～13：00を除く）に納品を行うこと。

項番	名称	郵便番号	住所	電話番号	第1回 納品部数	第2回 納品部数	納品 合計部数
1	東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業企画課	163-1382	東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー16階	03-5323-4476	500	300	800
2	UR八重洲営業センター	103-0028	東京都中央区八重洲 1-8-17 新槇町ビル4階	03-3271-0611	0	1,500	1,500
3	UR新宿営業センター	163-1301	東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー1階	03-3347-4330	1,500	1,500	3,000
4	UR立川営業センター	190-0012	東京都立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル5階	042-526-5201	1,000	800	1,800
5	UR池袋営業センター	170-0013	東京都豊島区東池袋 1-10-1 住友池袋駅前ビル4階	03-3989-8171	1,600	1,500	3,100
6	UR渋谷営業センター	150-0002	東京都渋谷区渋谷 1-16-9 渋谷K・Iビル6階	03-6681-5202	1,500	1,500	3,000
7	UR多摩営業センター	206-0033	東京都多摩市落合 1-11-2 多摩センター駅1F	042-356-0311	1,000	800	1,800
8	UR錦糸町営業センター	130-0022	東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル本館8階	03-3846-1571	500	1,000	1,500
9	UR町田営業センター	194-0021	東京都町田市市中町 1-1-16 東京建物町田ビル6階	042-720-8751	0	800	800
10	UR津田沼営業センター	274-0825	千葉県船橋市前原西 2-14-5 榊原第二ビル4階	047-478-3711	1,300	1,700	3,000
11	UR稲毛海岸営業センター	261-0004	千葉県千葉市美浜区高洲 4-5-10	043-270-5551	1,300	1,200	2,500
12	UR松戸営業センター	271-0091	千葉県松戸市本町 7-10 ちばぎん松戸ビル8階	047-367-5221	400	800	1,200
13	UR柏営業センター	277-0852	千葉県柏市旭町 1-1-5 浜島ビル6階	04-7196-6152	700	700	1,400
14	UR横浜営業センター	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町 1-4 横浜イーストスクエア2階	045-461-4177	1,500	1,500	3,000
15	UR藤沢営業センター	251-0055	神奈川県藤沢市南藤沢 22-1 神中第2ビル6階	0466-50-0061	0	800	800
16	UR港北営業センター	224-0032	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 6-1 サウスウッド3階	045-530-5033	400	400	800
17	UR港南台営業センター	235-0045	神奈川県横浜市港南区港南台 3-3-1 港南台214ビル3階	045-834-3351	600	600	1,200
18	UR大宮営業センター	330-0853	埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-1 JR大宮西口ビル1階	048-649-2277	0	600	600
19	UR新越谷営業センター	343-0845	埼玉県越谷市南越谷 1-17-2 朝日生命越谷ビル7階	048-990-5338	1,000	600	1,600
20	UR所沢営業センター	359-1123	埼玉県所沢市日吉町 15-14 所沢第一生命ビル4階	04-2924-4481	300	500	800
21	UR川越営業センター	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 15-13東上パールビルディング3F	049-220-0022	600	600	1,200
合計					15,700	19,700	35,400

#### 4 提出書類一覧表

## 提出書類一覧

件名：令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務

(法人等名称)

- (1) 下表は、本調達の資格確認に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書提出前にこの一覧表により提出書類の漏れがないかご確認ください。
- (2) この提出書類一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格確認申請書提出時に併せてご提出ください。
- (3) 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (※使用する様式)	提出部数	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書	1部	様式1	
2	納品実績報告書	1部	様式2	

#### 【提出書類作成における注意事項】

- ・ 入札説明書等に所定の様式を添付している場合は、所定の様式を使用すること。所定の様式をパソコン等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。
- ・ 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区の競争参加資格認定を受けていないが、競争参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という）を提出済みであり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札に参加したい場合は、紙様式で申請した場合は当該審査申請書を受付した際に機構が交付する受理票の写しを、電子メールで申請した場合は送信メールの写しを添付するものとする。

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 井添 清治 殿

(申請者) 会社名  
住 所  
代表者

(担当者) 部 署  
氏 名  
TEL  
FAX

令和7年8月8日付けで公告のありました「令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 納入実績報告書1部 及び添付書類

以 上

○本競争に必要な業種区分「製造」の登録状況（申請日時点）

以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒ 新規又は更新 工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

※申請中の際は受理票の写し又は送信メールの写しを添付すること

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

## 納入実績報告書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 井添 清治 殿

申請者  
住 所  
会社名  
代表者氏名

所属部署名  
担当者氏名  
電話番号

令和7年8月8日付けで掲示のありました「令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務」に係る納入実績について確認されたく、下記のとおり報告します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

契約相手方	担当支社等	名称	数量	履行期間
(記載例) 株式会社〇〇	(記載例) 本社	(記載例) 〇〇ファイル	(記載例) 〇〇部	(記載例) 〇年〇月～〇年〇月

※入札書提出期限の直前5年間における納入実績を（1件以上5件まで）記載すること。

※記載した納入実績を証明できる書類（契約書の写し又は請求書の写しなど明細のわかるもの。提出に支障のある部分は非開示とすること）を添付すること。

## 入札書へ押印する場合の提出書類について

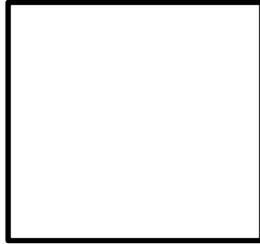
- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が押印された入札書にて入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

以 上

5 使用印鑑届

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者氏名

印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使 用 印 鑑 届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日 ← [提出日]

住 所 ○○○○○○○○○○○○  
会 社 名 ○○○○株式会社  
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印  
↑  
[実印]

独立行政法人都市再生機構 ○○  
○○長 ○○ ○○ 殿 ← [使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名]

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

## 入札に係る提出書類について

入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

- 一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
- 二 代理人の方が入札される場合：委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめ御承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

## 委 任 状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構  
東日本賃貸住宅本部の発注する「令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務」  
に関し、下記の権限を委任します。

### 記

1. 入札及び見積りに関する一切の件
- 2.

代理人 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
本部長 井添 清治 殿

- 注1 委任状には、使用印鑑届及び印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、令和5年度以降に提出済みの場合は必要ない。
- 2 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。
- 3 委任事項は、明確に記載すること。
- 4 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

## 委 任 状

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務」に関し、下記の権限を委任します。

### 記

#### 1. 入札及び見積りに関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(受任者)  
住 所  
代理人氏名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 井添 清治 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：\_\_\_\_\_

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：\_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）1：\_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）2：\_\_\_\_\_

- 注1 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。  
2 委任事項は、明確に記載すること。  
3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。  
4 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がない場合、委任状は無効となる。なお、氏名は、必ず姓と名を記載すること。  
5 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。ただし、個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

# 入 札 書

金 円也 (税抜)

ただし、令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務

入札及び見積心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印※1
代理人氏名	印※1

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):  
担 当 者(会社名・部署名・氏名):  
※2 連 絡 先(電話番号) 1 :  
連 絡 先(電話番号) 2 :

- ※ 1 本件責任者、担当者(氏名は、必ず姓と名を記載)及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。
- 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。  
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。
- 3 押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。この場合、「使用印鑑届」又は「年間委任状」の提出が必要。又、代理人又は復代理人に入札を委任する場合は「委任状(押印する場合)」を使用すること。

(封筒見本)

表

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
本部長 井添 清治 殿  
〔令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務〕  
入札書  
(押印省略)

※入札書の押印を省略する場合は、

(押印省略)と朱書き

裏

封  
所在地  
会社名  
氏名  
登録番号

(委任している場合は、代理人の氏名)

※ 入札書は、必ず上の例により任意の封筒に所要事項を記入の上、封入し、封かんすること。

※ 封筒の中には入札書のみを入れ、それ以外の書類は入れないこと。

## 8 契約書 (案)

### 請負契約書

- 1 契約の名称 令和7年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 支払条件 別紙価格表のとおり。

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する(ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。)

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
氏 名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 井添 清治 印

受注者 住 所  
氏 名  
印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務(以下「業務」という。)に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書(別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする(以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。)  
(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。  
(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(仕様書等の変更)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第7条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるとき

は、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第11条 削除

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- 四 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第20条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 成果物に契約不適合があるとき。

三 第14条又は第15条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）

の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第21条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅

れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第22条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第24条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（適用法令）

第25条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定

を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙

価 格 表

業務内容	履行期限	支払金額 (税込)	備 考
第1回納品分	令和7年11月25日まで	金 円	納品完了後支払
第2回納品分	令和8年3月2日まで	金 円	納品完了後支払
合 計		金 円	